平成２３年（フ）第１１３号
川崎市高津区末長276番地７　ヒルズすえなが212
債務者　清川美枝子（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
川崎市幸区北加瀬１丁目23番11号　コーポ高橋201、前住所横浜市港北区樽町１丁目18番43―101号
債務者　大木　道夫
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
川崎市中原区上丸子山王町１丁目1405番地　サンノウヤサクビル301
債務者　大木　敦子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
川崎市中原区井田杉山町６番54号　第１コーポ田辺101、前住所川崎市中原区井田２丁目11番10号　パールハイツ203
債務者　上條多美子
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
川崎市高津区新作６丁目15番１号　ハイツ太田Ⅱ101
債務者　那須野　栄
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
岡山県津山市高野本郷624番地４
債務者　池口智加子（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月19日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３０２号
愛知県一宮市開明字西出11番地２、開始決定時の住所愛知県一宮市開明字西出78番地１
破産者　髙﨑　浩司
1　決定年月日　平成23年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第３１０号
宮崎市上野町６番４号
破産者　合資会社江川商店
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５９号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削421番地
破産者　浦野　隆太
1　決定年月日　平成23年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２０年（フ）第１１６３号
熊本県熊本市南坪井町５―27―１　ロマージュ上通並木坂701号、住民票上の住所熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼3870番地156
破産者　中川　朋子
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４４号
熊本県荒尾市蔵満387番地１
破産者　畑中　照美（旧姓奥永）
1　決定年月日　平成23年３月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第９４０２号
兵庫県宝塚市雲雀丘山手２丁目20―10、住民票上の住所大阪市中央区谷町８丁目２番３号久寿野木ビル508号
破産者　丹原　教史
1　破産債権の届出期間　平成23年４月15日まで
2　一般調査期日　平成23年５月19日午後４時
平成23年３月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９７０号
札幌市西区山の手３条５丁目１番６号
破産者　佐々木　薫
1　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
2　一般調査期日　平成23年６月14日午後２時
平成23年３月22日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８１４号
広島県東広島市三永２丁目18番18号　自由の丘Ⅲ１号
破産者　江島　弘紀
1　破産債権の届出期間　平成23年４月22日まで
2　一般調査期日　平成23年６月21日午後４時
平成23年３月23日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４４３号
札幌市西区二十四軒４条４丁目４番25号
破産者　加藤　隆夫
1　破産債権の届出期間　平成23年４月28日まで
2　一般調査期日　平成23年５月17日午後１時15分
平成23年３月23日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
広島県庄原市東城町森3764番地、前住所広島県広島市安芸区矢野西１丁目19番12号
破産者　藤原眞秀路
1　破産債権の届出期間　平成23年５月13日まで
2　一般調査期日　平成23年６月24日午後１時30分
平成23年３月18日　広島地方裁判所三次支部